

2024年度サイクリスト誘客促進事業業務委託 募集要項

1 委託業務の趣旨

東三河地域※では、豊かな自然を活かし、市町村、観光関係団体と一体となり、オールシーズン、オールエリアでスポーツが楽しめる地域として「東三河スポーツツーリズム」を推進しています。2026年のアジア競技大会において自転車ロードレースが新都市を発着とするコースとなる予定であることから、競技に関心の高いサイクリストを主たるターゲットとし、東三河地域への来訪及び周遊を促すため、インフルエンサー等を起用した情報発信及びイベントを実施します。本業務にあたっては、豊富に蓄積している民間事業者のノウハウを活用することにより、質の高い事業展開が期待できると考えられるため、公募により企画提案を募集します。

※東三河地域…5市2町1村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新都市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

2 委託業務の内容

別添1「2024年度サイクリスト誘客促進事業業務委託基本仕様書」のとおり。

3 事業の委託について

(1) 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募で広く募り、最も優れた応募者を1者選定します。業務仕様及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

(2) 委託金限度額

委託金額の上限は7,532,000円(消費税及び地方消費税込み)とします。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第129条の2に基づき、契約金額の100分の10の金額とします。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日(金)まで

4 応募及び説明会について

(1) 応募資格

応募の資格者は法人その他の団体とし、より多くの来訪者を東三河への誘客を

促進する上で優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者とします。

- ア 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の「業務(大分類)03. 役務の提供等」中、「営業種目(中分類)03. 映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。
- イ 財政的基礎が健全に確立されていること。
- ウ 本業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- エ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の提出期限において受けていないこと。
- キ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、下記の説明会を開催します。

ア 開催日時

令和6年4月24日(水)15時から16時まで

イ 開催方法

オンライン(Microsoft Teams)による。

ウ 参加申込方法

参加申込は下記のとおり電子メールで行います。

- ・ 電子メールのタイトルに「2024年度サイクリスト誘客促進事業業務委託説明会への参加」と記載します。
- ・ 本文中に1. 貴社(団体)名、2. 参加者氏名、3. 連絡先(電話番号・メールアドレス)を記載します。
- ・ 送信期限は令和6年4月23日(火)正午までです。
- ・ 電子メールの宛先は<higashimikawa@pref.aichi.lg.jp>です。

エ 説明会参加URL

連絡先に記載のメールアドレスに送信します。

(3) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書記載要領」により作成し、持参、郵送(配達証明に限る)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)により提出してください。

なお、企画提案書は1者1事業とします。

ア 提出書類

- (ア) 2024年度サイクリスト誘客促進事業企画提案書表紙(様式1)
- (イ) 業務実施体制(様式2)
- (ウ) 企画提案(様式3)
- (エ) 事業費積算書(任意様式)
- (オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式4)
- (カ) 誓約書(様式5)
- (キ) 応募者の概要がわかる資料(法人のパンフレット等)
- (ク) 企画提案書の非開示願(様式6、必要な方のみ)

イ 提出部数

上記(ア)から(オ)は10部、上記(カ)から(ク)は1部

ウ 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時(必着)

エ 提出場所

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4
愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ宛

オ 企画提案書の作成上の注意

- ・ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ・ 提出された企画提案書は返却しません。
- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・ 企画提案書について情報公開請求があった場合は、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

(4) 応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、別紙「応募に関する質問」により、令和6年4月26日(金)午後5時までに、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課宛て電子メール(higashimikawa@pref.aichi.lg.jp)により、提出してください。

質問に対する回答は、令和6年5月2日(木)までに、質問者及び説明会参加者へ電子メールで通知します。

※タイトルは、「2024年度サイクリスト誘客促進事業に関する質問」としてください。

5 受託候補者の選定について

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において、審査基準に基づき審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

ただし、応募者が3者以上の場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行います。(選定委員会と同様の基準にて審査)

選定委員会における審査は、提案者によるプレゼンテーション及び企画提案書による書面審査により行います。ただし、状況により書面審査のみとなる場合があります。

※プレゼンテーションは、企画提案書のみで行い、1者15分程度、終了後に質疑応答を10分程度行います。

※プレゼンテーションの詳細(日時、場所等)は後日連絡します。

※書面審査のみとなった場合、書面による質疑応答を行います。

(2) 審査基準

選定委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行います。

【業務遂行能力】

① 事業実施の基本的な運営方針

- ①-1 事業の趣旨を十分に理解しているか。
- ①-2 具体的な内容や手法、スケジュールが示されているか。
- ①-3 実施方法及びスケジュールが適切であるか。
- ①-4 業務の遂行に十分な体制が整っているか。
- ①-5 本業務と類似する業務の実績を有しているか。

② 概算費用

- ②-1 事業内容に対して経費見積が妥当な金額となっているか。

【企画提案能力】

① インフルエンサー等を活用したSNSによる情報発信

- ①-1 起用するインフルエンサーは、競技に関心の高いサイクリストに対して強い訴求力を持ち、東三河地域の魅力を積極的に情報発信できる者であるか。
- ①-2 使用するSNSは、競技に関心の高いサイクリストに向けたものとして効果的なものが選択されているか。
- ①-3 情報発信の内容は、競技に関心の高いサイクリストに対し訴求できる東三河地域のサイクリングのフィールドの紹介や、その他実際の来訪及び周遊が期待されるものとなっているか。

- ② インフルエンサー等を活用したサイクルイベントの実施
 - ②-1 イベントの内容は、競技に関心の高いサイクリストに対して訴求できるものとなっているか。
 - ②-2 イベントの内容は、イベント参加者が東三河地域への実際の来訪及びその後の再訪につながるものであるか。
 - ②-3 イベントの周知方法は効果的な内容となっているか。
 - ②-4 自転車専門誌やウェブメディアなどを活用した広報活動は、東三河地域がサイクリングの適地であることを広くPRできるものとなっているか。
- ③ その他
 - ③-1 その他効果的と認められる独自の提案があるか。

【社会的価値の実現に資する取組】

- ① 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

(3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送で通知します。

(4) その他

選定委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じません。

6 スケジュール（予定）

令和6年 4月18日（木）	企画提案募集開始
4月24日（水）	事業者説明会
4月26日（金）	応募に関する質問期限
5月2日（木）	質問に対する東三河総局回答期限
5月20日（月）	企画提案書提出期限
5月下旬	選定委員会による審査、受託事業者決定
6月上旬	委託契約
令和7年 3月28日（金）	実績報告書の提出

7 注意事項

- (1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とします。
- (3) 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（総括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めません。

- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならないものとします（契約終了後も同様とする）。
- (5) この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定めます。

8 お問い合わせ先

愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ（尾崎、深谷）

電話：0532-35-6110（ダイヤルイン）

電子メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp